

香取市広告付き窓口番号案内表示システム設置事業仕様書

1. 事業名

香取市広告付き窓口番号案内表示システム設置事業

2. 設置場所

香取市役所本庁1階市民課内及び待合フロア

3. 事業期間

システム運用開始日から5年間とする。

ただし、香取市と設置事業者との間で合意した時は、期間を定めて延長することができる。

4. 運用開始

令和9年1月18日(予定)

5. 設置機器

設置する機器等は以下に定めるとおりとする。ただし、機器等の数量や機能については、香取市と協議の上、変更することができるものとする。

(1) 機器構成

機器名	台数
①受付番号発券機(プリンター含む)	1 台
②受付番号表示機	5 台
③受付用操作機	10 台
④受付番号表示モニター	1 台
⑤交付番号案内表示モニター及び操作機	1 式
⑥職員用モニター	2 台
⑦管理用パソコン	1 式
⑧広告・行政情報モニター	2 台
⑨混雑状況配信システム	1 式

(2) 機器の仕様

① 受付番号発券機

ア) タッチパネル式(画面サイズ20インチ程度)であり、タッチ画面とプリンターが一体型であること。

イ) 発券する番号札は、同じ番号を連続して2枚同時に発券できること。

ウ) 1画面に10業務以上を表示できること。

エ) 2階層まで画面展開ができること。

オ) 画面表示は日本語の他に英語を含む複数の外国語に対応できること。

カ) 各業務の待ち人数が表示できること。

キ) 発券したカードに業務内容、日付、バーコードの印字が可能であること。

ク) 表示ディスプレイ部分は、必要に応じ業務数、業務名の変更を容易に変更できること。

② 受付番号表示機

- ア) 利用者、職員の双方から見やすい表示、大きさであること。
- イ) 各窓口カウンターにポール等を用いて設置できること。
- ウ) 表面に表示される呼出番号は4桁まで対応できること。
- エ) 表面に左右の矢印表示ができること。
- オ) 裏面に業務名称・待ち人数・待ち時間等が表示できること。

③ 受付用操作機

- ア) 操作方法はタッチ式でタッチパネルの画面が7インチ程度であること。
- イ) 順番呼出し以外に再呼出、任意呼出、保留、転送、取消等の操作ができること。
- ウ) 有線 LAN 接続が可能であること。
- エ) 業務ごとの待ち人数及び待ち時間が表示できること。

④ 受付番号表示モニター

- ア) 各窓口ごとに呼び出しをする受付番号表示機と連動し、受付番号を表示するとともに、業務ごとの待ち人数等を表示できること。
- イ) 不在番号を表示できること。
- ウ) 画面切替や1画面表示により受付番号表示と交付番号案内表示の併用が可能であること。

⑤ 交付番号案内表示モニター及び操作機

- ア) 番号表示とともに、音声等による呼び出しができること。
- イ) 未対応の交付番号を表示できること。
- ウ) バーコードリーダーによりクリアファイルに挿んだバーコードを読み込むことが可能であること。
- エ) バーコード入力のほか、直接入力した任意の番号を表示できること。
- オ) 入力した番号の取消しができること。

⑥ 職員用モニター

- ア) 業務ごとの待ち人数・最大待ち時間・最新の受付番号・処理件数の情報が確認できること。
- イ) 来庁者が番号札を取ったことをチャイム音や画面表示で通知できること。
- ウ) 指定された場所で、職員から見やすい位置に設定すること。

⑦ 管理用パソコン

- ア) 執務室内にパソコンを設置し、業務毎の待ち時間、処理時間及び処理件数等の集計データを日報及び月報単位で管理・出力ができること。
- イ) 出力形式は CSV、EXCEL、PDF、HTML に対応していること。

⑧ 広告・行政情報モニター

- ア) 業務に支障のない音量設定とし、音量調整が容易にできること。
- イ) 放映時間は窓口業務時間内(午前8時30分から午後5時15分)とする。ただし、開庁時間の変更に伴い放映時間を変更できること。

⑨ 混雑状況配信システム

ア) WEB 機能を活用し、受付システム及び交付システムに表示される各業務の待ち人数等が確認できること。

(3) その他

ア) すべてのモニターは薄型で場所をとらないものとし、表示部分は50インチ程度とする。

イ) モニターの設置にあたっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じ、設置個所や設置方法表示内容等の詳細については、香取市と協議の上決定する。

ウ) 無線通信を利用した機器を使用する場合は、無線の干渉による誤作動を防ぐための対策を講じること。

6. 行政情報及び広告内容

(1) 行政情報については市から提供したデータをもとに編集し、広告と組み合わせて放映すること。

(2) 全放映枠のうち、3割以上を行政情報枠として確保すること。

(3) 民間企業等から募集した広告を制作すること。

(4) 企業広告については、香取市広告掲載要綱及び香取市広告掲載基準を遵守するものとし、放映する広告内容を外部機構等において審査すること。

7. 保守及びメンテナンス

(1) システムの操作マニュアルを作成及び提出するとともに、別途指定する日までに職員に対し操作研修を実施すること。

(2) 故障、事故、災害等の緊急時対応として、24時間365日対応可能なコールセンター等があり、機器の運用に支障が生じた場合には、迅速に点検・修理を行うなど、速やかに問題を解決すること。

8. 費用負担

(1) 設置事業者は、民間企業等から広告主を募集し、モニターに広告を放映することで得られる広告収入により事業を運営すること。

(2) 事業の実施に係る一切の費用(機器等の設置・運営・維持及び撤去、広告主の募集・広告の制作その他広告事業の実施にかかる費用、ロール紙、その他全ての費用)については、設置事業者の負担とする。

(3) 本市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じた時の移設に伴う費用は設置事業者の負担とする。

(4) 規定に基づく行政財産使用料及び広告モニターの電気料金(実費相当分)については、設置事業者の負担とし、本市が指定する期日までに本市へ納入すること。

9. その他

(1) 不正アクセスやコンピュータウイルス等への十分なセキュリティ対策を行うこと。

(2) 本業務の従事者は、業務の実施にあたり、業務上知り得た情報機密事項について、第三者に遺漏しないこと。

(3) 設置事業者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、事業者がその損害を賠

償しなければならない。

- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて本市と設置事業者が協議して定めることとする。